

関之尾町フットパスコースが完成しました（都城市委託事業）



「フットパス」とは「田園地帯や街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩くこと」です。地域の見せ場をつないだコースを整備し、市内外からの参加者に昔からある風景を楽しみながら歩いてもらったり、地域の人との交流を深めてもらったりして、交流人口の拡大や、地域の活性化を目指すものです。

まち協では関之尾公園リニューアルオープンに合わせて関之尾町フットパスコース作成に、北九州市立大学地域創生学群の学生と連携して取り組みました。

12月にワークショップを開催し、コース名を「関之尾（せっのお）しぶきコース」に決定しました。四季それぞれに楽しめるコースになっております。

※ パンフレットは <https://www.bonchi.jp/shonai/> からダウンロードできます。

令和6年度は庄内町（東区・西区・町区自治公民館）と乙房自治公民館にコースを作成する予定です。



令和6年度新年度意見交換会を開催しました

6月18日（火）新年度意見交換会を今年も地区公民館で開催しました。

前田会長のあいさつの後、参加者の自己紹介や団体紹介を行いました。

- ① 黒木優一議員、畑中ゆう子議員
- ② 庄内地区市民センター
- ③ 庄内中学校
- ④ 庄内小学校
- ⑤ 乙房小学校
- ⑥ 菓子野小学校
- ⑦ 庄内地区自治公民館連絡協議会
- ⑧ 庄内地区民生委員児童委員協議会
- ⑨ 庄内地区まちづくり協議会



また、意見交換会に先立って令和6年度総会で、まちづくり協議会会長を退任された徳留次男さんに、感謝状と記念品を前田会長から送りました。徳留さんは副会長を平成28年度から5年間、会長を令和3年度から3年間務められました。今年度から顧問を委嘱されています。（参加者43名）

庄内ふれあい号運行状況

年度	運行日数	乗客数	1日平均	会員登録 137名、男性 23名女性 114名、会員平均年齢 85.1歳。
令和4年度	193日	3,611人	18.7人	
令和5年度	192日	3,164人	16.5人	



まち協HP



総会資料



子どもの声



フットパス

庄内地区まちづくり協議会事務局

〒885-0114 都城市庄内町 12692 番地 2 庄内地区公民館内

TEL:0986-37-3488 FAX:0986-37-2728

ホームページ <https://www.bonchi.jp/shonai/>

**みんなでつくる 住みよいまち 庄内
庄内地区まちづくり協議会だより**



令和6年7月発行 VOL.29

令和6年度の庄内地区まちづくり協議会役員体制

令和6年4月25日（木）令和6年度庄内地区まちづくり協議会定期総会が開催され、第1号議案～第5号議案すべてが承認されました。3年間務めていただいた徳留次男会長が退任され、新会長に千草の前田和憲さんが選任されました。新年度の役員体制は下記の通りです。

※総会資料はホームページに掲載しています。

<https://www.bonchi.jp/shonai/docu/soukai2024.pdf>

会長	前田 和憲
副会長	今村 壮二
//	新地 幸三郎
監事	森園 章
//	下田代 潤子

以上総会承認

会長委嘱

顧問	釘村 美千也
顧問	徳留 次男
事務局長	朝倉 脩二

自治公民館活動部会長	新地 幸三郎
// 副部会長	花原 憲明
地域づくり部会長	松原 順一
// 副部会長	竹中 義岳
// 幹事	黒木 優一
教育文化活動部会長	花原 恵子
// 副部会長	石塚 悟
健康福祉部会長	岡林 和子
// 副部会長	満永 浩
環境整備部会長	花房 剛
// 副部会長	坂元 誠

今年度各イベント等の日程が決まりました

第25回庄内地区スポ・レク大会	令和6年10月6日（日）
第39回庄内ふるさと祭り	令和6年11月3日（日）～4日（月）
第6回庄内地区防災訓練	令和6年11月24日（日）
第30回庄内川一周YOU遊駅伝大会	令和6年12月8日（日）

庄内地区一斉野焼きを行いました

令和6年1月28日、害虫駆除を目的として、庄内川堤防の一斉野焼きを行いました。午後1時から、自治公民館ごとに決められた区域の堤防の火入れを開始しました。当初予定していた21日は降雨のため、28日に実施しました。どの区域も良く燃えました。16時ごろまでにすべて終了しました。



第7回庄内地区子どもの声を聞く会

令和6年1月25日（木）庄内地区青少年育成協議会と、まち協の共催で、第7回庄内地区子どもの声を聞く会を開催しました。青少協会長の菓子野小学校岩切校長先生のあいさつのあと、地区内各小学校から1名、庄内中学校2名が意見を発表しました。

伝統芸能継承活動や庄内地区の良いところなど、素晴らしい内容の発表でした。庄内ふるさと祭りで伝統芸能発表に力を入れていることや、地区をあげて取り組んでいる「心のプレゼント運動」などが子供たちに伝わっていると実感できました。防災に関する提案などもありましたので今後の活動に活かしていきます。

第7回庄内地区子どもの声を聞く会発表者

庄内小学校6年 鮫島蒼侑 みんなとつながって
 葉子野小学校6年 岡元夢歩 庄内地区の素敵なおとこ
 乙房小学校6年 時任彩禾 乙房地区の伝統を守る
 庄内中学校1年 中野くるみ 災害から庄内を守るために
 庄内中学校2年 多田悠士朗 庄内の魅力と課題
 (学年は子どもの声を聞く会当時)



発表文は <https://www.bonchi.jp/shonai/docu/kodomo2024.pdf> で読めます。

第3期都城市地域活性化事業(令和3~6年度)

有害鳥獣対策事業(令和5年度)

この事業は平成30年度から継続事業として、田畑に被害を与えたり通学路に出没したりしているイノシシ・シカを駆除するため、地域住民の有志の方が捕獲班を結成し、まちづくり協議会で購入した罠いり及びくくり罠での捕獲に取り組んでいるものです。

最近ではイノシシの出没地域が住宅地へも拡大し、民家の庭先まで出没してきている状況にあります。令和5年度は有害鳥獣対策事業を継続して推進するため、引き続き施設賠償責任保険に加入しました。今後も、整備した罠等を有効活用し、住民が安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

令和5年度の捕獲数は、イノシシ16頭、シカ1頭、事業開始から令和6年3月31日までの捕獲数はイノシシ53頭、シカ6頭です。

都城市地域活性化事業補助金：76,000円(施設賠償責任保険料)

庄内歴史読本作製事業(令和5年度)

教育文化活動部会では毎年11月に庄内中学校1年生に対し、庄内地区の歴史や文化について学び、自分の住んでいる地域への理解を深めるとともに、ふるさとを愛し誇りに思う心を育てることを目的として、地域巡見学習を実施しています。

事前学習用に、庄内地区の歴史や文化を写真や文章で分かりやすく解説した「庄内歴史読本」を平成28年度に作製しましたが、初版作製した読本1,000冊の在庫が無くなるため、1,000冊の増刷を行いました。

都城市地域活性化事業補助金：1,100,000円



昔を語る動画作製事業(令和5年度)

庄内地区は都城島津家関係の史跡が多く残り、その歴史は地域の住民に脈々と語り継がれ、郷土誌「庄内」の貴重な資料となっています。その昔を知る方々に生きた言葉で語ってもらい、それを映像に記録として残し後世に伝えていく目的で実施しました。

テーマ毎にインタビュー形式で語ってもらいましたが、郷土誌「庄内」の編集に携わった方々なので庄内地区の歴史に関する造詣が深く、貴重なお話を聞くことができました。また太平洋戦争の戦前・戦後の生活がどのようなものだったのかも語ってもらいました。

インタビューを動画撮影していくつかのテーマごとに15分~30分程度に編集、YouTubeチャンネルに登録し、誰でも閲覧できるようにしました。

都城市地域活性化事業補助金：930,000円



坂元徳郎さんインタビュー

防災対策環境整備事業(令和5年度)

令和2年度に防災対策環境整備事業で初期救助支援用備品と災害対策本部立ち上げ用備品、避難所運営支援用備品等を整備しました。令和5年度は、各自治公民館の自主防災隊の活動に必要な防災資機材を整備し、地域の防災体制の充実を図りました。

自治公民館長を通じて公民館の保有する防災資機材を調査し不足する資機材を洗い出しました。大型台風や大地震等の自然災害により、家屋倒壊や倒木による道路封鎖等が発生した場合を想定し、人命救助や復旧活動に必要な資機材を整備しました。

また、本部用固定局無線機1台と各自治公民館用に50台の携帯型無線機(トランシーバー)を導入し、地域で発生している情報の共有化を図れる体制を整えました。

都城市地域活性化事業補助金：3,522,000円



防犯灯整備事業(令和5年度)

中学生・高校生が利用する通学路で街灯がなく人家が少ない区域に、防犯と交通安全対策を目的として防犯灯を設置しました。地区内で街灯設置が必要な箇所を自治公民館ごとに調査し、5つの自治公民館内に23基の街灯を設置しました。設置後の維持管理費については、それぞれの自治公民館で負担します。

都城市地域活性化事業補助金：330,000円



令和5年度その他の事業

庄内地区空き家調査の結果

令和5年度に庄内地区自治公民館連絡協議会の協力を得て、空き家調査を行いました。庄内地区全体では212軒の空き家情報の報告がありました。

乙房	平田	川崎	関之尾	西区	町区	東区	今屋	千草	宮島
22	15	25	22	37	6	47	13	13	12

① 外観に目立った損傷箇所はなく、住居として利用できそう	49軒
② やや損傷がみられるが、修繕すれば住居として利用できそう	37軒
③ 屋根・外壁などに損傷が見られ、相当な修繕が必要	24軒
④ 損傷箇所が多く、放置すれば将来倒壊の恐れがある	11軒
⑤ 現状でも倒壊の恐れあり(隣接家屋や道路などに影響の恐れ)	8軒
⑥ 評価なし	83軒

居住可能な空き家で所有者の了解が得られる場合は、人口減少対策課と情報を共有し、不動産業者の協力を得て、都城市空き家等情報バンクに登録し移住促進を図っていきます。また「特定空家等」(将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等)は建築対策課と情報共有をします。